

時事新報

十州鹽田組合紛糾の落着

山陽南海の兩道十箇國又跨がり二三年來結んで解けず今年に入りて益々其氣焰を増加して世間の大問題となりたる十州鹽田組合の紛糾は最早や落着の緒に就かんとす讀者は此程の本紙に掲載しる山口、岡山、廣島、兵庫、愛媛の五縣に向つて其節より鹽田規約に付き内通しより一の節を記憶せざるべからん其内通とは即ち去る明治十八年八月より農商務省より十州鹽田組合規約の大主意とて右五縣に達しる三箇條中製鹽の事業は一箇年六箇月と限り獲りに其制を起ることを得ずと云れども製鹽期限を右の如く確定したる事に就き尙ほ充分に調査を可き處あるが故に再調査と遂に逡巡何分の沙汰に及ぶまで該條項は實地の施行を中止すべしとの事あり左れば是れまで委しく本紙上に報道したる如く此紛糾の事の起りは件の製鹽期限に依りしものあれば此内通は右五縣の之れと奉て該條の實施を中止すると同時に農商務省にては殊に吏員と派して精査する再調査を遂げ不日當業者中に苦情なかる可き採取計らばんとすの臨時處分外ならざるべし我輩は今讀者と共に此事件落着の緒に就くとすを喜ぶもの是れが爲りのみ

此組合紛糾の一方は播磨備前防長阿波の九箇國にして其相手は讃州の内陸に東部を主として而して此紛糾の原因たる製鹽期限の由來と尋ねるに今を距ること百餘年前防長備前播磨の諸國即ち當時日本製鹽の中心たりし地方の鹽價日に低落して當業者も困難を極め鹽田を休養せんと企てたるに起れり所謂三八法なるものはこれにして實に防州三田尻の鹽業者田中藤六氏の工風ありと云ふ當時の日本國中以上の諸國の外に盛んなる製鹽地もなく又海外より製鹽の輸入し來る便利も開らけざりしが故に此三八法頗る功を奏しざるを以て爾來鹽業の衰頹に傾かんとする時は該地方の當業者は何時此制限法を實行せんと企てたり然れども明治十五年六年の頃までは讃州一國(坂田新濱、津井濱、託問濱は別として)氣候風土より製鹽の性質及販路其他の事情九箇國と相異りたるを以て此組合に入らざるのみか外九箇國にも右の法は充分に行はれざるを以て同輩加入者として制限外に營業したる者さへ多くして隨て苦情も絶えざりしかば當時の組合規約は同業中互に便利を旨として結ばれたるものなるが故に製鹽の都合も因り之れを破りしとて違約金を取立つる杯際しき沙汰も無かりしを以て紛糾苦情も甚だしき度に達せざりし然るも去る明治十七年農商務省にて十州の鹽業熟練者を神戸に集り鹽業諮問會を開らざるに於て鹽田規約の當業者も出席したれば機會失ふ可らずとて諮問會に引き續き十州同業の相談會を開いて規約を議定し農商務省に認可を求めたり(讃州出席員の中に右様の相談に與る可き權利ありとて直ちに歸國したる者あり)明けて其の要十八年八月に至り前節に記したる如く農商務省より五縣に特達と下し茲に始めて十州中に履行し得べき規約を制定したれども讃州の如き事情、到底此の規約を遵守し難きものあるを以て東部の如き支那も立てず昨十九年は失強營業と引續げんとしたるに該部も豫備より進んで休業せしめ當業者は頗る遺憾と憂え

を守るに堪へざるに至りしを以て規約外に營業したるに組合本部は直ちに之れを訟廷に訴へ茲に其紛糾の熱度を高めたり斯くて一方には營業停止を彼り飢饉に瀕する鹽民等が進んで郡衙に迫りて哀を乞ひ退て之所々に集會して不逞比率を企てんとし一方には益々規約を履行して之を鎮靜せんとし縣治上殖産上容易からざる現狀を呈出して世に耳目にも觸れ當業者の勿論官民一般の首腦を苦しめざるもの即ち此事件の歴史史なり抑も世の政府あるものは一命を發し一達を下すにも常に小心翼々として其實施の利害と慮を斯くしたれば世安を妨ることなかる可きか、如何にせば民衆を發達せしむるに足る可きかと苦心焦思するにも拘はらず時とまての其成跡船翻して期する所に反るとあるを免れずと雖も我輩の所見は決して之を怪しむものにあらず苟も全智全能を有する鬼神にあらざるより以上は人間の常態とて必ず之の可成事柄あれば只其過を認免たるに從つて躊躇なく之を改むるの一法あるものと國民福利の爲めには政府が朝に令して夕に改むるも決して憚るに足らずとは職者の常に唱道する所にて至極の道理あれども近き世間の實際と見れば至極の道理も案外に行はれ難くして事の不利は既に明なるものにても已に一度官省の令達と爲したる以上容易に動かしかし難しと云ふ意味も亦たにあらざるが如し即ち彼の十州鹽田組合規約の令達の如きも當局者が國民福利と以て心とし小心翼々、熟慮情考の後に發したるものなれども實際に施行するに當りては其の成跡期する所の如くならず遂に此紛糾を醸出したる次第にして蓋し千慮の一失、人間に免れ難き難事なりと謂はざる可らず、然るも我輩農商務省は一度令達したりとて其情實に拘泥せず、知りつゝ非と遂げんとするが如き人情に拘せられず事の不利を知るや之を改るに吝ならずして斷然臨時の處分を施したり我輩は世安民業の爲め讀者と共に此處分を贊成する者なり

雑報

○行幸演説 去る二十三日東京鐵道醫院へ行幸の御機嫌を承はるに同日午前十一時頃同院へ臨御在せ給ひ同院附奉任官以上一同へ拜謁仰付られ夫より各室御遊覧の後出陣準備衛生材料陳列場へ入御あてて其製造効用等一々病院長横井信之氏へ御下問遊ばされ同氏より逐一奏上せしに殊に外御満足の御様子に見受奉りたり又病室通御の節は患者の病況等一々院長へ御下問あり殊に成る將校の落馬して傷傷せし患者の如きは異くも病狀に近づかせ給ひて親しく御慰問在せ給ひ病者一同へ御見舞料として金二百圓又病院附附官責任以上へ同四十圓下賜されたる處にて今に始り御事務作ら軍人の御待遇厚きに一同敬服し病者の如きは坐ろに感謝を流したるよし

○運動會 東京體操傳習所にては教員事務員生徒等編て百有餘名去る廿四日午前八時中隊を編成して軍歌を唱へつゝ飛鳥山に至り柔軟體操を演じたる後旗争、敵襲走、徒競走、綱引等の遊戯をなす儀等者には夫々賞品を賜與して午前四時以盡然、我然として歸校したる由あり

○探偵停止解除の控訴事件(前號の續) 昨日の紙上時節にも拘りし下ある「と云ふに」の五字は「探偵停止」の誤植あり、惜て算定の廿二日に正

午十二時より開廷し先づ控訴人の代言人竹中鶴次郎氏より辨論を始めたり其大略を摘記すれば左の如し第一本訴は違約金と請求するの權利あるも採鹽を停止するの權利なきと即ち第七條より六箇月外採鹽をべからず若し違反する者は違約金を差出すべしと云れば同條に依り違約金を請求し得るも採鹽停止の請求は違約外のと云れば被控訴人に於ては此停止の權利を主張せると能はざるなり第二違約金請求と採鹽停止の請求權利は兩立せべからざるも即ち被控訴人は已に違約金請求の訴を起し居れば之を合して採鹽停止の訴を起すべからざるなり若し若し停止の訴ありとせば即ち一件にして工個の訴權あるに至るべし法律上如斯の原則は決して破らざるなり第三規則第七條にある獲りに採鹽すべからずとの此獲りと云ふ文字は理由なくして爲す所爲を云ふ然らば理由あるの所爲と決して獲りと云ふべからざるなり東談人民が六箇月外に採鹽せしは東談の氣候風土其宜を得終年採鹽するも決して鹽田を害するの憂へあらざるなり果して此憂なき以上は所謂規則第七條に依る六箇月外獲りに採鹽すべからずと云ふに抵觸せざるなり第四個條は金銀を以て回復し得る者にありされば採鹽すべからず即ち此採鹽を停止せしが爲め東談人民は直に生計を失ひ飢饉に迫るに至れり人若し飢饉に迫るときは勢ひ暴を行ひ又惡業を爲すに至るべし否らざれば遂に餓死するに至るべし此等の損害は決して金銀を以て回復せべからざるなり此回復すべからざるの處分を以て徒ら人民と苦むるは不當の最也若し死者あり云々と述べ次に控訴人本人井上甚太郎氏も事實の辨論を爲せしが同氏も之を三項に分ちて辨じたり第一政府が十州鹽田規則を認可せしは全く國益を謀り外鹽を防ぐにあり左すれば其氣候風土の宜に適ひ鹽田を害せざる限りは四時採鹽するも毫も差支あらざるのみならず却て政府の主意に適する所なり我輩東談の如きは氣候風土共に宜く四時採鹽するも決して鹽田を害するの憂へあらざるなり然るに一旦之を停止する時は恰も目前に在り實とて人に奪はまむると同様にし其國益を失するは辨を俟たざる所なり第二採鹽を停止するは治安を害する事即ち東談人民は鹽業を以て今日生計と爲し居る者なれば一朝之を停止する時は最も甚敷き所なり第三鹽業者は權利と殺ぎ及外鹽に輸入を促がすと即ち東談人民は規則書に依るも四時採鹽するの權利あり加之東談は限り斯く氣候風土の宜に適ひては天賦の權利なり然るに一旦故くして之を停止するときは徒らに人民に權利を殺ぐ者あり加之目下日々外鹽輸入に際すれば如斯十州鹽田所有者に對し採鹽を停止するときは内國人の製鹽需用を欠くを以て外鹽輸入の盛なるは明あると云ふと述べ次に被控訴人石黒福一郎氏の控訴人の言の如く獲りと云ふ文字と辨解する時の規則第七條にある六ヶ月の外と制限せし此六ヶ月は無用に屬するに至るべし斯る不適當なる規約書は決して破らざるなり又控訴人本人は採鹽を停止する時は治安を害する云々と云ふと云ふは夫は控訴人本人が演説を爲し人民を煽動するが故なり云々と述べたり是に於て裁判長は退て宣告に及ぶべしと告げて當日の庭廷を閉ぢり

○長崎通信 十二月十五日發

中興川鐵道工事 四川は長崎市街と中興川たる川にて其東流は鐵道を經て出陣に流れたるが此東流を變じて

愛に商 大分抄り 少市街 收帳長 五日上 正札附 此頃 札に買 店方少 陪問 雙輪車 同氏 なる所 必要 火山灰 の十餘 於て會 警察會 十五日 駐轉米 海より 近々任 水師提 組とた ト氏の 井上少 著論し ヲン 高平領 赤松佐 日歸任 して云 戦死者 及び昨 口には 劉、相 多く爲 常市街 昨今に は押服 たるの 商賣人 の一月

井上廉

澤柳信任

文部省編輯局